

# 東日本大震災(原子力災害)への地方税制上の対応案

【資料3】

税目	地震・津波対策で措置した項目*	原子力被災地に対し措置する項目(案)
個人住民税	雑損控除の特例	〔 国税において放射能汚染が「損壊」と認められる場合は地震・津波対策の措置が適用 〕
	被災事業用資産の損失の特例	
	住宅ローン減税の適用の特例	〔 国税において放射能汚染により「居住の用に供することができなくなった」と認められる場合は地震・津波対策の措置が適用 〕
	財形住宅・年金貯蓄の非課税	〔 措置済み 〕
法人二税	申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略	
固定資産税・都市計画税	津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除	警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除
	被災住宅用地の特例	—
	被災代替住宅用地の特例	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">が対象</div> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">}</div> <div>警戒区域内の資産の代替資産を対象に同様の措置を講じる</div> </div>
	被災代替家屋の特例	
被災代替償却資産の特例		
被災代替家屋の取得に係る特例		
不動産取得税	被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例	
	被災代替自動車の取得の特例	
自動車取得税	被災代替自動車の取得の特例	
自動車税・軽自動車税	被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の特例	
	—	警戒区域内自動車(※)に係る自動車税・軽自動車税の特例 ※永久抹消登録等された自動車が対象

※国税における措置が自動影響する項目を除く。